

青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与者募集案内

1 青森県保健師助産師看護師修学資金（以下「看護師等修学資金」）とは

県では、県内の病院、診療所等（以下「特定施設等」という。）に勤務する看護職員（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の確保を図るため、県内の看護師等養成施設の在学学生で、将来特定施設等に勤務しようとする方に対し、修学に必要な資金を貸与しています。

2 看護師等修学資金の貸与額等について

種 別		金額(月額)
看護師 保健師 助産師	国公立・独立行政法人立・ 地方独立行政法人立	32,000円
助産師	民間立	36,000円
准看護師	民間立	21,000円

※ 原則として毎月20日に上記の月額分を指定した口座に入金します。

3 看護師等修学資金の返還免除要件

看護師等修学資金の貸与を受けた者は、養成施設在学中、又は養成施設卒業後の就業等の状況により、以下のように、全額免除、一部免除（一部返還）、全額返還となる場合があります。

1) 全額免除・一部免除（一部返還）となる場合

次のすべての要件を満たしたとき

①卒業後1年以内に免許を取得すること

（例：看護師の修学資金を貸与された方は卒業後1年以内に看護師免許を取得する必要があります。准看護師免許を有していても全額返還となります。）

②免許取得後直ちに県内の特定施設等に勤務すること

※令和6年4月1日現在の特定施設等は別添資料中の別表のとおりです。

なお、現時点で特定施設等に該当する施設であっても、将来、特定施設等ではなくなる場合があることに御留意ください。

（例：介護関係施設の人員配置基準が改正され、看護職員の配置が必須とされなくなった。）

特に、介護関係施設に勤務を希望される場合は、就職活動時に勤務先が特定施設等に該当するか確認することをお勧めします。

③県内の特定施設等において看護職員として勤務した期間が貸与期間以上であること。 ※勤務した期間によって、免除される金額が異なります。

（例：特定施設等に5年以上勤務すると全額免除になります。）

2) 全額返還となる場合

次のいずれかに該当するとき

- ①貸与に係る契約を解除されたとき（退学、心身の故障、貸与の辞退等）
- ②卒業後1年以内に免許を取得できないとき
- ③免許取得後直ちに県内の特定施設等に就職しないとき
- ④特定施設等に就職しても、勤務期間が貸与期間に満たないうちに退職したとき
(勤務期間により、全額ではなく一部免除(一部返還)となる場合があります。)

4 看護師等修学資金の貸与決定までの流れ

看護師等修学資金の貸与決定までの流れは、以下のとおりです。

- ① 県では、各養成施設を通して、修学資金の貸与希望者を募集します。
- ② 各養成施設では、貸与希望者の申請書類等を取りまとめ、養成施設からの意見書を付した上で、県に関係書類を提出します。(5月31日までに県に提出)
- ③ 県では、各養成施設からの貸与希望者の書類を審査し、貸与者を決定します。

※ 貸与者数には限りがあります。貸与希望者全員に対して修学資金を貸与できない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

5 看護師等修学資金貸与後の主な流れ

看護師等修学資金貸与後の主な流れは別添資料を参照してください。

6 お問い合わせ先

〒030-8570

青森市長島1-1-1

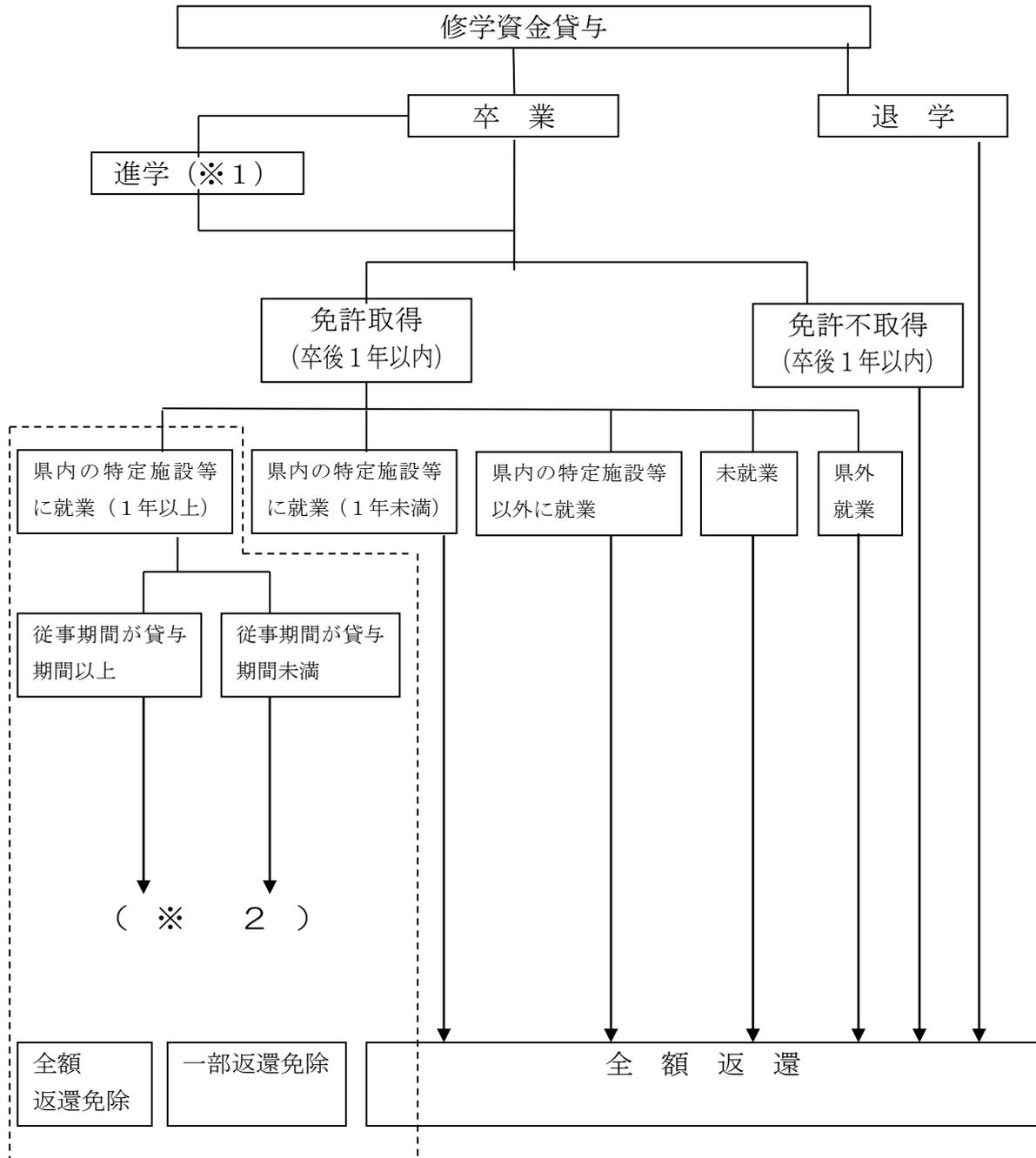
青森県健康福祉部医療薬務課医務指導グループ

TEL 017-734-9291

FAX 017-734-8089

看護師等修学資金の貸与後の主な流れ

1 看護師等修学資金貸与後の主な流れ（1）



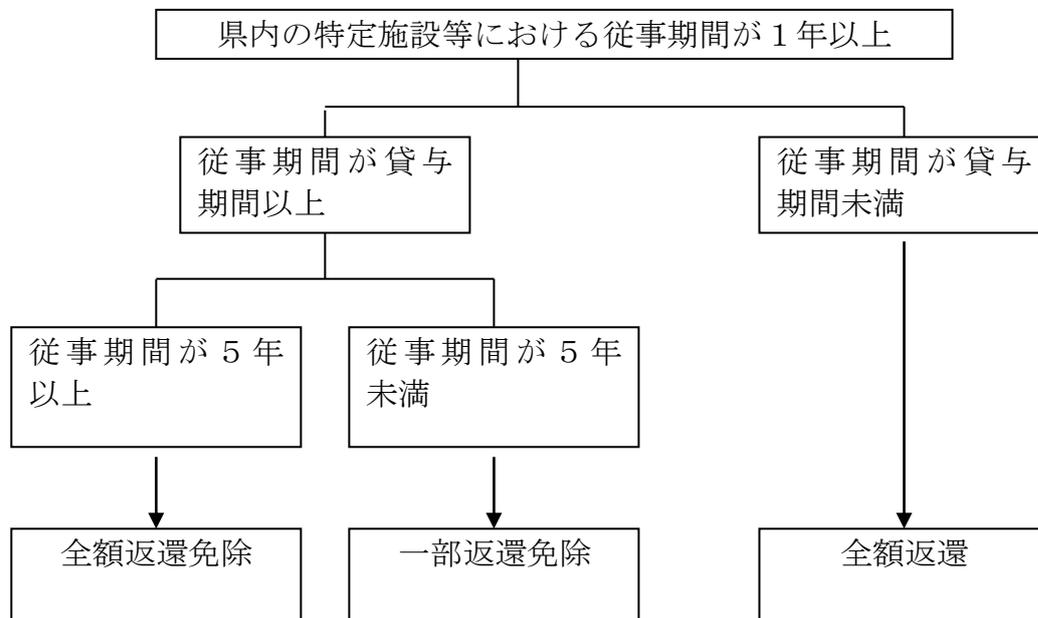
※1 保健師、助産師、看護師養成施設（大学を含む）に限る。

※2 次ページの看護師等修学資金貸与後の主な流れ（2）（貸与期間を要確認）を参照のこと。

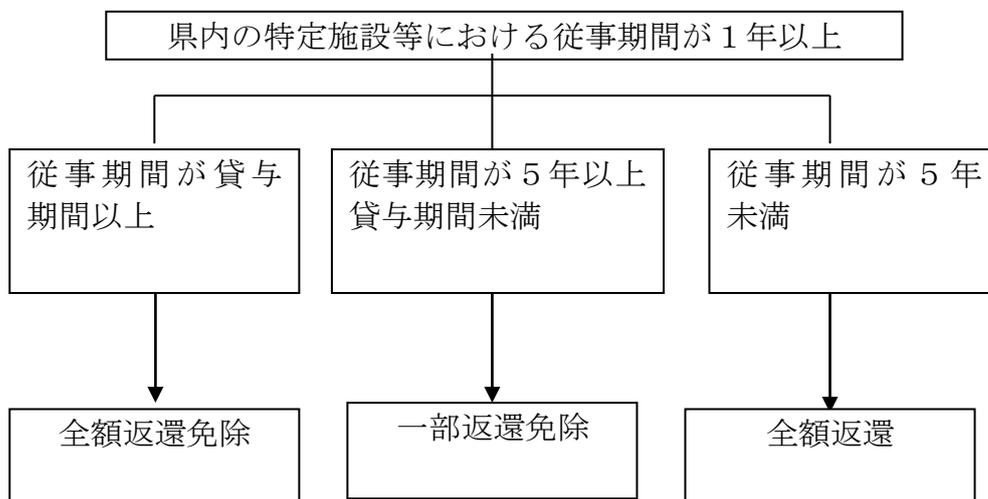
1 看護師等修学資金貸与後の主な流れ（2）

以下は前ページの※2の詳細です。

- 修学資金の貸与を受けた期間（貸与期間）が5年未満の場合



- 修学資金の貸与を受けた期間（貸与期間）が5年以上の場合



※ 2種類以上の修学資金を借りた場合、貸与期間はそれぞれの修学資金の貸与期間を合算した期間とする。

2 看護師等修学資金の返還免除について

(1) 返還免除の要件

1 免 除 要 件	<p>①卒業後1年以内に免許を取得すること。</p> <p>②免許取得後（又は養成施設を卒業後、看護職員として）直ちに県内の特定施設等に就業すること。</p> <p>③従事期間が1年以上で、かつ修学資金の貸与を受けた期間以上であること。（2種類以上の修学資金の貸与を受けた場合は、貸与期間を通算する。）</p>
2 免 除 区 分	<p>上記「1」の免除要件を全て満たした場合は、従事期間の区分により、全部又は一部が免除される。 （「修学資金返還免除区分」を参照）</p>
3 県 内 の 特 定 施 設 等	<p>①病院 ※病床数は問わない</p> <p>②診療所（歯科を含む）</p> <p>③重症心身障害児施設</p> <p>④こども家庭センター（助産師としての業務に限る）</p> <p>⑤地域保健法の特定町村の保健指導所管部署（保健師としての業務に限る）</p> <p>⑥介護医療院</p> <p>⑦介護老人保健施設</p> <p>⑧その他介護関係施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅サービス <ul style="list-style-type: none"> 訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護 ・ 地域密着型サービス <ul style="list-style-type: none"> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス） ・ 老人福祉施設 <ul style="list-style-type: none"> 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（A型） ・ 介護予防サービス <ul style="list-style-type: none"> 介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護 ・ 地域密着型介護予防サービス <ul style="list-style-type: none"> 介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護 ・ 基準該当居宅サービス <ul style="list-style-type: none"> 訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護 ・ 基準該当介護予防サービス <ul style="list-style-type: none"> 介護予防訪問入浴介護、介護予防短期入所生活介護

- ※1 就業する特定施設等は別表「県内の特定施設等」を参照してください。(特に、介護関係施設に勤務を希望される場合は、就職活動時に勤務先が特定施設等に該当するか確認することをお勧めします。)
- ※2 就業先が特定施設等に含まれない場合は、返還の対象になります。
- ※3 現時点で特定施設等に該当していても、将来、特定施設等ではなくなる場合があります。
(例：介護関係施設の人員配置基準が改正され、看護職員の配置が必須とされなくなった。)就業先を変更する場合には、県に一度確認してください。
- ※4 その他、就業時、就業先変更時に疑問等がありましたら、県にお問い合わせください。

(2) 返還免除の手続き

上記(1)の返還免除の要件を満たすことになった場合は、速やかに返還免除の手続きをしてください。

「返還免除申請書」を提出していただくと、後日、免除金額を記載した「決定通知書」を郵送いたします。(注：免除決定後も「決定通知書」は紛失されないようにお願いします。)

3 看護師等修学資金の返還について

返還免除の要件を満たさなくなった場合は、返還計画書を速やかに提出し返還手続きをしてください。

返還金は、貸与期間と同じ期間内で納入しなければならず、この期間を超えて返還はできません。（例：3年間貸与された方は、返還しなければならなくなったときから、一括、3年以内の半年賦、または3年以内の月賦による返還となります。）

返還方法については、納入忘れや納入の遅れによる延滞利子の発生を避けるために、口座振替による納入をお勧めしています。

なお、口座振替を行うことができる金融機関は、青森県の指定金融機関等（基本的に青森県内の金融機関のみ。詳細は青森県庁ホームページを検索し参照）に限られますので、「県から返還免除の決定通知を受けるまで」又は「県への返還がすべて終了するまで」は、修学資金の振込に使用していた口座を解約しないことをお勧めします。

「返還計画書」を提出していただくと、後日、返還総額や返還方法を記載した「決定通知書」を送付します。（注：返還期間終了時には通知しませんので、返還が完了するまで「決定通知書」は紛失されないようにお願いします。）

4 看護師等修学資金の返還猶予について

返還免除の要件を満たさなくなった場合は、速やかに返還手続きをしなければなりません。例えば、卒業後、看護職員として従事せず、看護師等養成施設に進学したときは、返還猶予の申請手続きにより、進学先に在学している期間は返還を猶予することができます。

「修学資金返還猶予申請書」を提出していただくと、後日、返還猶予期間を記載した「決定通知書」を送付します。（注：返還猶予決定後も「決定通知書」は紛失されないようにお願いします。）

修学資金返還免除区分

(平成14年度以降の貸与契約者)

従事期間が1年以上であるとき（従事期間が5年未満である場合は、従事期間が修学資金の貸与を受けた期間以上であるとき）は、下表の従事期間の区分に応じ、返還が免除される。

なお、2種類以上の修学資金の貸与を受けた場合は、その修学資金の貸与期間、貸与総額を合算する。

全額免除：貸与を受けた額の全部を免除

一部免除：貸与を受けた額に下表の免除の計算により算出した数字を乗じた額を免除

従事期間	免除の計算
5年未満	従事期間を貸与期間（2年に満たない場合は2年とする。）の2分の5に相当する期間で除して得た数字
5年以上	1. 従事期間が貸与期間未満の場合 従事期間を貸与期間で除して得た数字 2. 従事期間が貸与期間以上の場合 全額

注：従事期間に1年未満の端数があるときは、その端数部分は切り捨て。
貸与期間に1年未満の端数があるときは、その端数部分は切り上げ。

(貸与期間・従事期間別の免除割合早見表)

通算 貸与期間	従 事 期 間						
	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年
1 年	1/5	2/5	3/5	4/5	全額	/	/
2 年	※	2/5	3/5	4/5	全額		
3 年	※	※	2/5	8/15	全額		
4 年	※	※	※	2/5	全額		
5 年	※	※	※	※	全額		
6 年	※	※	※	※	5/6	全額	/
7 年	※	※	※	※	5/7	6/7	

※は全額返還

別 表

県内の特定施設等【参考：令和6年4月1日現在】

※令和6年度以降貸与希望者用

1	病院 ※病床数は問わない	
2	診療所（歯科を含む）	
3	重症心身障害児施設	
4	こども家庭センター（助産師としての業務に限る）	
5	地域保健法の特定町村の保健指導所管部署（保健師としての業務に限る）	
6	介護医療院	
7	介護老人保健施設	
8	介護関係施設・事業所	
	(1)	居宅サービス
	①	訪問入浴介護
	②	訪問看護
	③	通所介護
	④	通所リハビリテーション
	⑤	短期入所生活介護
	⑥	短期入所療養介護
	⑦	特定施設入居者生活介護
	(2)	地域密着型サービス
	①	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	②	夜間対応型訪問介護
	③	地域密着型通所介護
	④	認知症対応型通所介護
	⑤	小規模多機能型居宅介護
	⑥	地域密着型特定施設入居者生活介護
	⑦	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
	⑧	看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
	(3)	老人福祉施設
	①	養護老人ホーム
	②	特別養護老人ホーム
	③	軽費老人ホーム（A型）
	(4)	介護予防サービス
	①	介護予防訪問入浴介護
	②	介護予防訪問看護
	③	介護予防通所リハビリテーション
	④	介護予防短期入所生活介護
	⑤	介護予防短期入所療養介護
	⑥	介護予防特定施設入居者生活介護
	(5)	地域密着型介護予防サービス
	①	介護予防認知症対応型通所介護
	②	介護予防小規模多機能型居宅介護
	(6)	基準該当居宅サービス
	①	訪問入浴介護
	②	通所介護
	③	短期入所生活介護
	(7)	基準該当介護予防サービス
	①	介護予防訪問入浴介護
	②	介護予防短期入所生活介護

※ 現時点で特定施設等に該当していても、将来、特定施設等ではなくなる場合があります。

（例：介護関係施設の人員配置基準が改正され、看護職員の配置が必須とされなくなった。）

特に、介護関係施設に勤務を希望される場合は、就職活動時に勤務先が特定施設等に該当するか確認することをお勧めします。